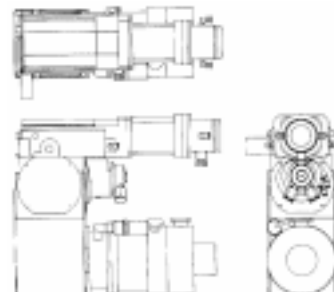
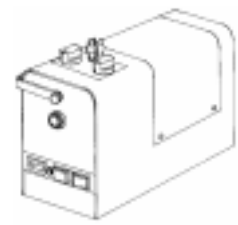


意匠分類記号	意匠分類の名称
HO-10	放射線発生器等

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
HO-10	全	エックス線管、超音波発生器、音波集魚機、マイクロ波加熱用回路板
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
エックス線発生器	紫外線発生器	超音波発振器
エックス線管		
定義		
電子のエネルギーによって音波波動を発生させるもの。例えば、超音波洗浄機等の発生部を構成するもの等。探触子等、それ自体で超音波を送受する働きを持つ特定の用途に使用される超音波発生器は除く。		
登録 932995 「エックス線発生器」 	登録 973006 「紫外線発生器」 	
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
<ul style="list-style-type: none"> ・超音波振動子はH1-430。 ・探触子はJ1-79A。 ・医療用診断機、レントゲン等の用途の明確なものはJ7-360等へ。 ただし、エックス線、放射線を発生させる装置の中の、レントゲン撮影用の陰極線管等、発生のための主要部分を構成するものはここに分類する。 		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		